

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
30年ー2 (30.2.15)	生活環境	<p><b>架空請求被害に係る対策の強化について</b></p> <p>▶<b>陳情理由</b>          昨今、いわゆる架空請求等による被害が多発している。          たとえば、①「あなたが使っている携帯電話のコンテンツ料金が未納なので、放置すれば法的手続をとる。解決金として〇〇万円を支払え」として、ありもしない債権・債務をでっち上げる架空請求詐欺、②身内などを装って、「〇〇してしまったのでお金が必要になった」として、主に事理弁識能力が低下した高齢者にお金を振り込ませるオレオレ詐欺、③「税金などを多くもらいすぎたので返金する」として ATM などに誘導し、逆に被害者から金銭を巻き上げる還付金詐欺などである。地元紙を読んでも、県内の高齢者だけでなく、若年層も多くひっかかっているようである。</p> <p>最近では、コンビニで金券のコードを購入し、それを LINE などの SNS で送らせるなど、銀行振込に頼らないタイプの P2P の送金方法も存在する。銀行などを介さない分、監視の目が届きにくく、発覚しにくいという問題がある。          (これについては、一定額以上の送金の場合、ネットバンキングの画面や SNS アプリ上に「最近、架空請求の被害が多発しているが、あなたは大丈夫ですか。送金元の身元は明らかですか?」などのメッセージを出すなど、対策が考えられるかもしれない。)</p> <p>このように、最近、架空請求等による被害が鳥取県内で多発していることから、①鳥取県消費生活センターなどの担当部局において、一般消費者・県民への注意喚起をさらに強化し、また、県内の銀行等金融事業者に対しては、架空請求等被害の対策を強化するよう鳥取県当局から要請することについて、鳥取県議会として、地方自治法第125条の規定により、鳥取県当局に対して求めることをお願いしたい。</p> <p>また、このような被害は、鳥取県のみならず、全国的にも広域的に多発していることから、②鳥取県議会として、地方自治法第99条の規定により、国に対し、架空請求等被害に係る対策</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

を講じるよう意見書を提出することをお願いしたい。

▶**陳情趣旨**

- 1 鳥取県消費生活センターなどの担当部局において、架空請求等による被害に関する一般消費者・県民への注意喚起をさらに強化し、また、県内の銀行等金融事業者に対して架空請求等被害の対策を強化するよう鳥取県当局から要請することについて、鳥取県議会として、地方自治法第 125 条の規定により、鳥取県当局に対して求めること。
- 2 鳥取県議会として、地方自治法第 99 条の規定により、国に対し、架空請求等被害に係る対策を講じるよう意見書を提出すること。